



# 農協発足まで

才 一 編

占領地改革の進展  
 大規模農業の発展  
 農民の生活改善  
 農村の建設  
 農民の組織化  
 農民の政治的参加  
 農民の経済的自立  
 農民の文化的向上  
 農民の社会的地位の向上  
 農民の政治的参加  
 農民の経済的自立  
 農民の文化的向上  
 農民の社会的地位の向上

\*

\*

欽 喜 （目次上の写真）とり入れのひと時——寒河江市（旧醍醐村）日和田537,

沖田政直さん一家の豊作（読売新聞社会部が昭和30年9月から1ヶ月にわたって、この一家を中心にした、続きもの『日本の土』を掲載した。本書に使用する緋毎のトビラの写真はその時、同社写真部員が撮影した4,000枚のうちのほんの一部であるが、山形の農家の忠実な記録である。）——〔カメラ・読売新聞宮崎泰昌氏〕

# 日本・太平洋戦争に敗る

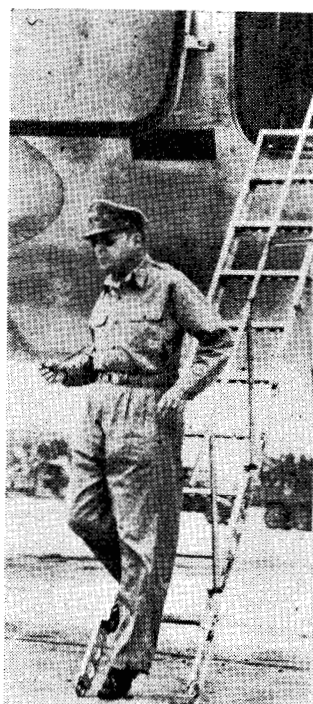
連合軍進駐 占領施策の根幹・農民解放

昭和二十年（一九四五年）八月十五日正午、天皇はラジオで日本の無条件降伏と太平洋戦争の終結を全国民に宣された。長い戦争に国民は住む家を焼かれ、肉身を失い、誰れもが惨めで、空腹であったが、みんなが日本の最後の勝利を信じていた。しかし遂に來たものは敗戦、無条件降伏であった。国民は打ちのめされた日本の運命に限りない憤りを感じながらも、日本全土占領のために進駐して來る戦勝国の將兵を無表情で迎えた。

## アメリカの山形づくり

九月十八日山形県の各地にも県民が初めて見る紅毛碧眼の占領軍の將兵が到着、きのうまでの権力者であった日本軍の將校や県知事らを顧使して、「ジープ」と「O・K」で目まぐるしい

までに忙しく「アメリカの山形」づくりが始まった。目立った市内の建物は片つ端から接收命令を出して、忽ちペンキ塗りの占領軍事務所と將校住宅に早変わりさせて行くキビキビ動く將兵に、県民は驚異の眼を見張り、心よく柔順に仕えた。



### 新らしき日本この日から

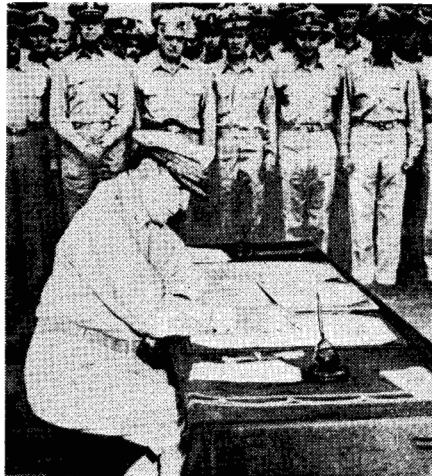
厚木飛行場に日本占領のオーストラリア連合軍總司令官マックアーサー元帥

（昭和20年8月30日）

疲れ切った日本の軍隊に追い廻されて來た国民の眼には、アメリカの將兵に接するだけで無性にうれしくなり、誇り顔になった當時のことであるから、占領軍が意図した政策のすべてに、一つの妨害も反対もなく、日本国民の歓呼をうけて、スラスラと実現したものの中に、農地の解放と農業協同組合の誕生があった。

## ミズリー号で降伏サイン

二十年八月三十日、連合軍総司令官マックアーサー元帥は黒眼鏡に、マドロスパイプをくわえて、東京に近い厚木飛行場に降りた。九月二日には東京湾内に停泊していた米艦ミズリー号に日本の降伏使節二人、隻脚の重光葵（まもる）氏と梅津美治郎陸軍大將とが赴いて、



文  
ミズリー号上で日本降伏文  
書に署名するマックアーサー元帥

昭和20年9月2日 日本全権重光葵・参謀  
総長梅津美治郎大將が降伏の使者となる

占領軍の最高執行機関としては、アメリカのマックアーサー元帥を首班とする総司令部が十月二日、東京に設けられた。また、総司令部の諮問機関として「対日理事會」をアメリカ、イギリス、ソ連、中国の四ヶ国代表で組織し、別にワシントンには日本の管理政策を決定する最高機関である「極東委員會」を十一ヶ国（後に十三ヶ国）の代表で組織した。

## 旧来の農業制度に注目

種々の占領諸施策にも勝って総司令部が最も関心を持ったのは封建色に塗りつづされた日本の農業制度であった、地主と小作者との間に貧富の隔りが甚しく、零細農の困窮と人口過剰とは日本の帝国主義的侵略の温床であることを知った総司令部は、地主の手に偏在している農地を耕作者の手に渡し、地主と小作の関係を解体して農民の生活水準を向上させることが、日本を民主社会に再現させる先決問題としたのであつた。

これが、間もなく在村地主の保有地若干を除いて、大部分の小作地がすべて耕作農民に解放となり、旧日本に存在して、耕作せずに広大な土地を所有していた地主は全く姿を消したのである。

リカの信託統治を受けることになった。そして日本はポツダム宣言を忠実に実行し、新しい国家秩序を再建する重大な義務を負わされ、占領する連合軍はこれを助けて指導、監督することを目的としたが、統治権はマックアーサー元帥が握り、天皇をはじめとした全日本国民、全機関のすべてがこれに服従して、日本に平和、民主主義を確立することに努力した。

# 大掛りな戦犯逮捕命令

## 東条大将等絞首台の露と消ゆ

大掛りな戦争犯罪人の逮捕と処罰はA・B・Cの三段階に区分し、国内はもとより、外地でも一斉に執行されたが、そのうち、A級戦争犯罪人を裁判する極東軍事裁判は二十一年五月に

かつての軍の総本山、大本営があった東京市ヶ谷に開廷され、二十三年十一月十二日、ウェツプ裁判長から判決言渡しが行われた。

東条大将等七名が絞首刑、木戸元内大臣ら十六名が終身禁錮、重光元外相ら二名が有期刑に処せられ、東条大将らは間もなく絞首台の露と消えた。

| 氏名          | 年令 | 出身地 | 前歴                  |
|-------------|----|-----|---------------------|
| 絞首刑 東条 英機   | 45 | 東京  | 陸軍大将、陸相、内相、首相       |
| 絞首刑 広田 弘毅   | 53 | 福岡  | 参謀総長、駐ソ大使、外相、首相     |
| 絞首刑 松井 石根   | 57 | 愛知  | 陸軍大将、上海派遣軍司令官       |
| 絞首刑 土肥原 賢二  | 52 | 岡山  | 陸軍大将、在滿特務機関長、陸軍航空總監 |
| 絞首刑 板垣 征四郎  | 54 | 岩手  | 陸軍大将、中国派遣軍総参謀長、陸相   |
| 絞首刑 木村 兵太郎  | 52 | 埼玉  | 陸軍中将、陸軍次官、ビルマ派遣軍司令官 |
| 絞首刑 武藤 章    | 50 | 熊本  | 陸軍中将、陸軍省軍務局長        |
| 終身禁固 木戸 幸一  | 50 | 東京  | 文相、内相、厚相、内大臣        |
| 終身禁固 平沼 騏一郎 | 53 | 岡山  | 首相、枢府議長、国本社会長       |
| 終身禁固 賀屋 興宣  | 50 | 広島  | 蔵相                  |
| 終身禁固 嶋田 繁太郎 | 52 | 東京  | 海軍大将、海相、軍令部総長       |
| 終身禁固 白鳥 敏夫  | 53 | 千葉  | 駐伊大使                |
| 終身禁固 大島 浩   | 53 | 岐阜  | 陸軍中将、駐独大使           |

| 氏名          | 年令 | 出身地 | 前歴                |
|-------------|----|-----|-------------------|
| 終身禁固 星野 直樹  | 50 | 東京  | 満州国総務長官、内閣書記官長    |
| 終身禁固 荒木 貞夫  | 53 | 東京  | 陸軍大将、陸相、文相        |
| 終身禁固 小磯 昭次  | 57 | 山形  | 陸軍大将、朝鮮総督、拓相、首相   |
| 終身禁固 畑 俊六   | 58 | 東京  | 元帥、陸相、中国派遣軍総司令官   |
| 終身禁固 梅津 美治  | 59 | 大分  | 陸軍大将、関東軍司令官、参謀総長  |
| 終身禁固 南 次郎   | 54 | 大分  | 陸軍大将、陸相、朝鮮総督      |
| 終身禁固 鈴木 貞一  | 53 | 千葉  | 陸軍中将、企画院総裁        |
| 終身禁固 佐藤 賢了  | 56 | 石川  | 陸軍中将、陸軍省軍務局長      |
| 終身禁固 橋本 欣五郎 | 55 | 福岡  | 陸軍大佐、赤誠会統領        |
| 終身禁固 岡 敬純   | 56 | 東京  | 海軍中将、海軍省軍務局長、海軍次官 |
| 禁固廿年 東 郷 茂徳 | 50 | 鹿児島 | 駐独、駐ソ大使、外相        |
| 禁固七年 重 光 葵  | 53 | 大分  | 駐英、駐華大使、外相        |

東郷、重光の禁固は罪状認否の日（昭和二十一年五月四日）より起算す。

## 複雑な国民的感情

日本は敗戦という激震な時代に会って、占領軍の手で、荒廃

した国土の上に、亡びるものと、育てるものとはつきりと区別されて、ビシビシと実行に移されて行つた。

東条元首相ら七名に対する絞首刑という極刑の断罪は国民の

間にいろいろな感慨をもたらしたが、当時の朝日新聞は次のように、赤裸々な国民の感情をのべている。

「戦犯被告らの断罪を見る時、さすがに胸底に強烈なシヨツクを禁



英雄来り去る・東京裁判の判決 7名に絞首刑の言渡し  
(昭和23年11月12日被告人席一前列左から東条、木村、荒木、武藤、後列左から平沼、東郷、佐藤、重光)

じ得ない。それは哀れや憎しみという単純なものではない。哀憎を越えた民族の悲しみに胸がさがれる思いがする軍命の裁きの

の前に死刑の日を待つ一個の弱い「人間」として見る時、たまされたと叫んだ、かつてのような烈しい憎悪はいくらか薄れておるかも知れない。然し、そのことから、戦争への憎悪までも薄らぐことがあ

るとしたら、それは誤った混同である。

世界注視のただ中で人間が生命を絶たれるということは確かに劇的な大事件である。然し、劇的效果におぼれて厳肅な歴史の真実を見落してはならない。人間は目前の死には動かされ易い。然し、つい三年前までは隣邦はもとより、われわれ同胞も誤れる偽指導者の圧政によって、日夜、命を奪れたのだ。

何万、何十万という子や、父や、夫が来る日も戦野に命を失い、罪もない善良な母や妻や子たちが、わが家のささやかな防空ごうの傍らに丸こげとなつて焼死したのだ、これら死者の「心の裁き」は東京法廷よりも、もつと、もつと厳しいはずなのだ。

## 最たり農業形態の醜惡さ

### 農民解放等の五つの占領軍指令

終戦の直後、八月十七日に終戦処理だけを目標に生れた東久邇内閣も占領軍の意を得ることが出来ず、五十余日の短命で退陣して十一月九日に組織されたのが、外交畑の長老である幣原喜重郎内閣であつて、組閣直後の十一日、マ元帥に呼び出された幣原首相は総司令官室の星条旗の前に坐るマ元帥から改めて占領軍の占領政策を述べられ、日本政府が今直ちに実行しなければならぬものとして

- ① 選挙権拡充による日本婦人の解放
- ② 労組組合の促進
- ③ 自由主義教育の開始

④ 秘密警察制度の廃止

⑤ 日本産業機構の民主主義化

の五つの一連の民主主義政策をあげて、寸時の猶予も許されずと命じられた。果せるかな、二十年十二月九日になって、マ元帥は日本政府に「農民解放指令」〔農地改革覚書〕を発し、それに対する日本政府の改革回答を翌、二十一年（一九四六年）三月十五日までに総司令部宛に提出することを命じたのである。

## 農民解放に関する 連合軍総司令部指令

（農地改革覚書 昭和二十年十二月九日）

一、民主化促進上経済的障碍を排除し、人權の尊重を全うからしめ、且つ数世紀に亘る封建的圧制の下、日本農民を奴隷化して来た経済的しつこくを打破するため、日本帝国政府はその耕作農民に対し、その労働成果を享受するため現状より以上の均等の機会を保障すべきことを指令せらる。

二、本指令の目的は全人口の過半数が耕作に従事している国土の農業構造を永きにわたって病的にならしめていた諸多の根源を芟除するにある、その病源の主なるものを掲げれば次の如し

A 極端なる零細農形態

日本の過半数の農家が一・五エーカー以下の土地を耕作している。

B 極めて不利な小作条件下における小作農の夥多

日本の農民の四分の三以上が小作乃至自作であり、収穫の半分乃至はそれ以上の総小作料を支払っている。

C 極めて高率の農村金利の下における農村負担の重圧

全農村在住世帯の半分足らずが僅かにその農業収入を維持しているに過ぎない程度に農村負債は農村に喰い入っている。

D 商工業に対比して格段に農業に不利なる政府の財政政策、農業金融の金利及び農業に対する直接税は商工業におけるそれよりも、遙かに重圧的である。

E 農民の利害を無視せる農民乃至農村団体に対する政府の権力的統制

農民の利害とかけ離れたる統制団体により一方的に割当てられたる供出割当は往々にして農民を飯米農乃至供出非協力利己的農家に追込んでいく。

日本農民の解放はこの如き農村の基本的禍根が徹底的に芟除せらるるに非ざれば進行を始めないであろう。

三、よって日本政府は一九四六年三月十五日（註、昭和二十一年）までに次の諸計画案を内容とする農地改革案を本司令部に提出すべし。

A 不在地主より耕作者に対する土地所有権の移讓

B 耕作せざる所有者より農地を適正価格をもって買取る

制度

C

小作者収入に相應せる年賦償還による小作人の農地買収制

D

小作人が自作農化したる場合再び小作人に転落せざるを保障するための制度  
右保障策は左記事項に亘るべし

1

適正利率による農村長期及び短期信用の普及確保

2

加工業者及び配給業者の搾取に対する農民の保護手段

3

農産物価格の安定策  
農民に対する技術上その他の啓発事項普及の計画

4

非農民的利害に支配せられず、且つ日本農民の経済的、文化的進歩を目的とせる農村協同運動の醸成並びに奨励計画

5

非農民的利害に支配せられず、且つ日本農民の経済的、文化的進歩を目的とせる農村協同運動の醸成並びに奨励計画

天皇の人間宣言

昭和二十一年一月一日天皇は詔書を発し自ら現人神（あらひとがみ）であることを否定、翌二十二年五月三日新憲法が実施となり、天皇は國家の元首ではなくその象徴であるといふことになった。



の象徴であるといふことになった。（写真）真のような天皇の姿は戦前にはみられなかった）

E

なお日本政府は上記項目以外において農民の国民経済への寄与に相應したる農民の国民所得分け前の享受を保障するため必要と認めらるる計画を提出すべし。

正に天来の福音

この農民解放指令の目的としたところのものは、耕作農民を幾世紀にわたって酷使し、奴隷の生活に追いやった陰うつ、封建的な農業形態から農民を人間解放することにある日本農業の大革命の実現であった。

総司令部が日本農業の中から摘出した病巣の最たるものは極端なれない細農と、奴隷的な小作条件であることと断じ、農業機構の建て直しはまず搾取地主からの農地解放であるとした。

農地を地主専有から農民に解放し、さらにこれまで権力的に



### 米よこせ大会、飢餓線上にあつた日本国民

昭和21年5月12日東京都世田谷区民は米よこせ大会を開き、代表者は赤旗を打ちふり坂下門から皇居に入り『天皇に会わせろ』と要求する騒ぎがあつた

占領軍の「農民解放指令」(農地改革覚書)が日本政府に手交される数ヶ月前のことである。敗戦の涙もかわかぬ昭和二十年(一九四五年)八月十七日、鈴木貫太郎大將を首班とした戦争最後の内閣に代って、東久邇内閣が出来て、戦時農業団総裁千石興太郎氏が農商大臣で入閣したが、終戦直前の二十年七月に千石興太郎氏が総裁となって結成された決戦団体の戦時農業団はその名の通り、戦時中の遺物で、終戦によって全くその使命も、存在する意義をも失くしてしまった。千石氏に代ってこの農業団総裁に就任した鈴木内閣の農商大臣、石黒忠篤氏は八月二十八日、農業団体を今後如何に持つて行くかについて協議するために全国農業会長会議を東京に開き、総代会に代えて、定款の改正を行い、

統制し、経済的に束縛して来た農業団体を勤労農民の手に返し、農地解放の成果を確保させようとしたものであったから、「農業協同組合」と云うものの設立は覚書「D」の「5」に、小作人が農地解放によって、自作農になった場合でも、再び小作人に転落しないことを保障するための制度として、農地が農民の手に解放された後の農民擁護の役割りを求めたものであるが、この農民解放指令(農地改革に関する覚書)は、改正農地調整法の実施となり、種々な経過の後、昭和二十二年十二月十

五日には「農業協同組合法」施行となって、農奴解放が実を結んだ。

敗戦は日本民族にとって限りない悲しみであったが、戦勝国の手で農民に与えてくれた解放指令は古い日本では到底望むことの出来ない、正に天来の福音であった。

## 旧組織と運営に謙虚な反省

### 農業会首脳から追放者を出す

名称を「全国農業会」と変更することを決議した。

これに対して、政府もこれを容れて、勅令で処理、戦時農業団令を「全国農業会令」と改正して、直ちに公布した。

全国農業会と看板を書きかえた農業会は十月十六日に再び全国都道府県農業会長会議を開いて、戦後の農業団体の新しい経営方針について真剣に協議した結果、「農業協同組織に関する決議」を行った。

この決議は戦争中の官僚統制と大資本によった企業統制が農業生産に対する農民の真しな意欲を冷却してしまつた事実を卒直に反省し

「われらは過去の農業者組織およびその運営に謙虚な反省をなし、率先して生産者である農業者を中核とする農業協同組織を確立するため役員の公選、官庁監督の縮減を実現し、その他現行農業団体法に根本的検討を加え、併せて必要な法令の即時発布を要請し、速かに新鮮発らつとした農村協同体の実現を期す。」

と述べ、決議実現のために、団体法改正審議委員をあげて、改正を政府に要望した。

政府は農業団体法の改正案を二十年十一月の臨時議會（幣原内閣）に提出し、十二月二十五日にこの改正法律を公布、翌二十一年一月二十日の施行としたのであった。

農業会そのものは公職に指定されていなかったが、戦争中の協力団体としては何としても強力な組織であつたし、役員、首脳部には社会的にも有名人がすわり、追放指定の団体と兼職し

ているものが多く、軍国主義的、極端な国家主義的色彩を濃厚なものにしていた。

軍国主義、国家主義の徹底的排除を決意した占領軍はこれらの農業会首脳を見逃がすはずはなく、農業会内部の労働組合運動を奨励するとともに、それらの役員、幹部を総ざらいに追放した。

山形県農業会も高橋辰二老会長が公職追放を前に、二十一年二月に退職して、半生を過ごした農業団体に訣別、東置賜郡大塚村に引込んでしまひ、三月二十日の臨時總會で副会長佐藤直信氏が才二代目会長に、また専務理事吉松正彦氏が副会長に就任して、県農業会に新しい主脳陣を形づくり、佐藤会長はその月発足した全国農業会が三十日に行つた最初の役員選任で監事に就任する等、戦後の農業会は謙虚の中にも活発に活動する熱意を持ちながらも、会の内外から来る陰うつな空気はどうしてもおおいにかくせるものではなかった。

（二十一年三月三十日行われた全国農業会第一回の役員選任で会長に越智太兵衛、副会長柳川宗左衛門、石坂養平、常任理事には東浦庄治、宮部一郎、島田日出夫、金井満の諸氏が就任している。）

## 太平洋戦争末期に試みた日本政府の土地解放

敗戦直前の昭和二十年五月には、軍の宣伝にもかかわらず、アメリカ軍は既に本土の一角、沖縄に上陸、制海制空権は全く

アメリカ軍の手に入り東京をはじめ、全国各都市は連日、B 29 による大空襲を受けて、敗戦は歴然たるものであった。

軍が最後の切り札としたはずの陸・海軍協力の小磯、米内々閣がつぶれ、四月七日には重臣、鈴木貫太郎内閣成立、石黒忠篤民が農商相に就任して、全く行き詰まった食糧問題乗り切りのために雑穀代替おかまいなしの調整米百万石強制供出を決定する一方、中央農業会と全国農業経済会を合併した戦時農業団を発足させた。千石興太郎氏を総裁に、小平権一氏を副総裁にして、全国農村に食糧確保の大号令を発したが、そのころ農商務省内の中堅官僚の手で、農業生産力の拡充というお題目で戦時農業政策の一環とした土地制度改革——広汎な自作農創設が検討され出していたのであった。それが終戦後に引継がれ、東久邇宮終戦処理内閣につづいた幣原内閣は松村農相の手で、当時、進歩的官僚として知られた和田博雄農政局長（二十一年五月、才一次吉田内閣が成立して農相となった。）を中心とした土地制度改革案を樹てて、二十年十二月四日、才八十九議会に「農地調整法中改正法律案」となって上程したのであったが、この時出現したのが、マ元帥の十二月九日指令「農民解放に関する覚書」であった。

このため政府は土地問題の解決を占領軍の意向に合わせるためにも、是が非でも、曲りなりにも格好づける必要に迫られ、議会の会期を四日間延長、進歩党の修正案を入れて、二十年十二月十五日衆議院本会議で法案を可決し、貴族院もまた、同月十八日に同じように可決して、改正農地調整法が漸く成立する

ようになったのである。

しかし、議会で成立したこの土地改革法律に、占領軍は強い不満を持ち、直ちに政府当局者を司令部に呼び、憤まんの意向を伝え、この内容を以てしては占領軍が求めている農村の民主化、農奴の解放等は実現されるものではないと述べて、日本政府の再考を求め、成立した法律の施行を許されないと申し渡した。このようないきさつで、遂にこの才一次農地解放—改正農地調整法は陽の目を見ることなく、消えてしまった。

「改正農地調整法」——才一次農地解放が占領軍の憤まんを買ったばかりでなく、攻撃されてしまった理由としては

① 地主に五町歩という大きな面積の保有を認め、改革遂行上における地主の犠牲を最小限度に止めようとした。

② 土地の譲渡を主として地主と小作人間の相対売買にゆだね、小作農の「希望の有無」を土地解放の基礎条件とした。これは長年「半らい属制」下のもとに訓練された日本の小作農民の地位からして、到底自ら地主に対して土地買受の「希望」等を申出られるようなものではないことを承知しての地主擁護者の策謀のものである。

③ この土地改革の直接の推進機関が、主として市町村農業会とされたこと、既に解体要求のあったこのような官僚的地主団体がその負担者として適当であるとは考えられない。等が加えられ、政府はこの法律を棚上げにして、ただ一途、占領軍の意向に添った新しい農地解放案を樹てたのである。

# 土地改革大きく飛躍

マ元帥への回答 農業協同組合の構想

## 第二次農地改革の二大基本法成立

昭和二十一年三月十五日を回答期限としたマ元帥の「農民解放に関する指令」に対する日本政府の回答書は幣原相から総司令部に三月十五日提出されたが、この回答文で明かにした農林省当局の方針は

- ① 土地制度改革の強化
  - ② 農業協同組合の確立
  - ③ 農業保険制の拡充強化
  - ④ 農業技術の指導徹底
- 等であり、更に実施上の具体的内容の主なるものは
- ① 地主保有面積を五町歩から三町歩に引下げる
  - ② 在村地主の範囲を限定し、土地保有者を個人から世帯に移すこと

- ③ 土地所有権賃借権の移動を原則として禁止すること
  - ④ 小作権の文書契約化
- 等、回答書にもられた土地改革案は才一次改革案に較べて、非常な進歩を示したものであって、そして、農業会の全系統組織を再編成して強固な耕作農民の民主的組織を基盤とした機構に

改めたものとした。

占領軍当局に対して行つた日本政府の農業協同組合組織計画の回答内容は、そのまま政府が立案した農業協同組合法の才一次案となったが、土地改革の回答内容は、なお連合軍側の満足を得ることが出来ず、しばしば討議を重ねた。

## 対日理事会から勧告

この間、四月二十二日（昭和二十一年）幣原内閣が総辭職し、五月二十二日に吉田茂氏が才一次吉田内閣を組織し、進歩的官僚の一人として、松村農相のもとで農地改革にとり組んだ和田博雄氏が農林大臣となって、農地改革の具体案を作成した。

昭和二十一年六月十一日 農地改革最終案決定

八月十四日 馬克アース元帥の承認を受ける

九月七日 才九十議會に「農地調整法中改正法律案」「自作農特別措置法」一括上程

十月二十一日 両法案、貴・衆両院を通過、成

立

十二月二十二日 改正農地調整法施行

十二月二十八日 自作農特別措置法施行

。ク  
。ク  
このような経過で才二次農地改革の二大基本法が成立したのであった。

## 第一回の農地委員選挙

### 小作農の自覚で好成績

才二次農地改革（解放）の基本法、即ち改正農地調整法と自作農創設特別措置法の内容で骨子となった主なものは

#### 改正農地調整法関係

- ① 農地委員会の構成を小作五名、地主三名、自作二名と決定して、選挙権の拡大をはかった
- ② 小作料の金納化と最高額の設定
- ③ 小作契約の証書契約化
- ④ 農地統制の強化と土地取上の制限  
であり

#### 自作農創設特別措置法関係

- ① 在村地主の保有限度を五町歩から一町歩に引き下げることによって、小作地解放面積は内地約百二十二万三千町歩、北海道十一万三千町歩、不在地主所有地八十六万九千町歩の解放となり、全体として全小作地の約八二％の解放が可能となること



### ＝ 野 坂 参 三 氏 帰 国 ＝

新日本に思想の自由を認められ共産党の英雄、野坂氏は日本に帰る——日比谷公園でひらかれた歓迎国民大会に向う  
野坂氏＝右から三人目・左端徳田球一氏

- ② 政府は不在地主が所有している小作地全部、在村地主の所有地一町歩を超える部分を全部買収し、小作農の買収をすすめること
- ③ 自作農創設期間を昭和二十二年末までとすること
- ④ 未開地の買取開発による自作農創設を行うこと

## 山形県に農地部

こうして才二次農地改革を実施に移したが、山形県でも農地部を新設し、初代部長に山田三義氏、農地課長に伊藤光男氏になり、その下に庶務、農地委員会、小作、自作、訴訟の五係りをおいて、実施を推進した。

農地部長はその後、小川秀夫、橋原由之、和栗博氏とかわつたが、解放実施の面で主導的役割りを演じたのは新しい機構によつた農地委員会であつた。

新しい機構によつた農地委員会は、さきの才一次農地改革実施当時の官選で、地主的勢力だったのを改めて、小作側の発言権を強めた小作五、地主三、自作二の新構成にしたものであつて、日本農村の民主化に果す役割りは非常に大きいものだとして期待されて、山形県の新農地委員会最初の選挙は二十一年十二月二十七日に行われた。

しかし、農民の大部分は新しい農地委員選挙の重要性がのみ込めず、おびただしい棄権が予想され、県では躍起となつて棄権防止につとめた。

### 東南村山地方で婦人に普及徹底

#### 農地委員選挙の重要性

當時の状況を東南村山地方の場合について見ると、まず農業会長、国民学校長、青年学校長に対して協力を求め、殊に国民学校長（小学校長）には

。学校長の生徒に対する訓話

。臨時に母親学級を開催させて婦人に普及徹底を計ること

。優秀な標語を電柱、集会所等に貼付すること  
等を求めた。

選挙の前日、十二月二十六日には山田県農地部長がNHKから農地委員選挙の趣旨を徹底させる放送をやつて、県下の全農民に呼びかけた。

そんな心配のうちに二十七日に市町村農地委員会選挙が行われたが県下全部の投票率は六八・六％で最高は南置賜郡、最上郡の一〇〇％、最低は南村山郡の四〇％であり、啓蒙のために学童まで借りた東南村山地区が一ばんこの選挙に関心が薄かつた。

### 他県より高い山形県の成績

次に小作、地主、自作別に見ると、最高は小作の六七・五％、自作の六二・七％、最低は地主の三二・〇％で全国の投票率自作四三・八％、小作四〇・四％、地主二三・二％に較べて、山形県は他県よりも関心が非常に高かつたということが出来た。

殊に全国の場合、自作農が最高の投票率を示しているのに対し、山形県が小作の最高は注目値するものであつた。

### 第一回農地委員選出

市町村農地委員選挙に続いて、翌二十二年二月二十五日に県農地委員選挙が行われた、この選挙は小作（才一号委員）、地主

(才二号委員)、自作(才三号委員)と三種に分けて、選挙区を衆議院議員選挙区なみに庄内、最上、北村山郡を才二区、村山三郡、置賜三郡を才一区にし、定員二十名に対して五十四名が立候補して争った結果、次のような才一回農地委員が選出された。(註一カッコ内が立候補者数)

◇第一区小作―定員五名(十二名)

高橋久兵衛 (東置賜郡小松町大字上小松)

古海寛一 (米沢市木挽町三、四九六)

鈴木長治兵衛 (南村山郡南沼原村大字沼木)

富樫亦兵衛 (東村山郡千布村大字原町)

石垣勢一 (西村山郡溝延村大字溝延)

地主―定員三名(八名)

寺島嘉重 (西置賜郡西根村大字寺泉)

柏倉文四郎 (東村山郡長崎町大字長崎)

富士勘三郎 (南村山郡西郷村大字細谷)

自作―定員二名(九名)

赤塚忠三郎 (東村山郡津山村大字貫津)

保科要二 (東置賜郡大塚村)

◇第二区小作―定員五名(十一名)

高橋市雄 (飽海郡高瀬村大字当山)

難波喜一郎 (西田川郡上郷村大字西目)

斎藤好松 (最上郡舟形村大字富田)

金子清右衛門 (東田川郡余目町大字千河原)

中野熾 (北村山郡大富村大字荷口)

地主―定員三名(九名)

田中一策 (北村山郡大石田町大字大石田)

高橋栄造 (飽海郡高瀬村大字当山)

加藤彦右衛門 (東田川郡広瀬村大字松尾)

自作―定員二名(五名)

小野寺保吉 (鶴岡市大字新斎部字町浦)

土田嘉右衛門 (東田川郡大和村大字小出新田)

選出された農地委員は連絡機関として農地委員会協議会を発足させて、各市町村毎に農地の買収、売渡しが行われた。

## 土地解放・短期に成果あぐ

### 米どころ山形・農業革命のすがた

山形県の田、畑だけの解放状況について、改革前の昭和二十一年と二十七年十月現在とを比較すると次の表のように正に山形県農業の革命のすがたと云える農地の移動である、

次の表でわかるように昭和二十一年の土地解放前に五六%を占めていた小作地が解放後の二十七年十月には僅かに一〇・四%に減少している。その反対に解放前に四四%であった自作地が八九・六%という圧倒的数字に変ぼうして、僅か五、六年の短期間に解放の大成果をあげたわけである。

終戦直後の昭和二十年十二月九日、連合軍総司令官マックア―サー元帥が日本政府に指令した「農地改革覚書」で、極端なる零細農形態」と指摘した通り、昭和二十年前後の山形県農業は、全有業人口の六七%が農業にたずさわり、しかも一戸宛当農



# 農地改革に続く農業協同組合法

## 農協法誕生・波乱の二九年

### 全段階六十年で耕作農民自身の手

農民の自由な組織として、農地解放とともに農民に新しい希望を与えたものが農業協同組合の組織であつた。二十一年十二月の才二次農地改革で耕作農民に土地を所有させ、何世紀にわたって日本農業を抑圧して来た地主制度というものを完全に破砕してしまうことに成功したが、しかし農民が土地を手にしても、農業技術をたかめ、あるいは外部からの経済勢力から自分たちを守るために信用、購買、販売等の事業について農民が自分たちの協同の組織をつくるということをしなれば、折角、手にした農地改革と耕地買収だけでは日本の農業の発展、あるいは農民の地位の向上等の幸福は約束されない、

もつとも、農民の協同組織としては、古くは明治中葉にさかのぼる産業組合、農会、太平洋戦争に入つて、農業会が存在していた。ただこれ等の組織はどれも地主的な勢力が一切を掌握し、組合を指導し、また一方では日本農業の宿命と云われるように時の政府、施策に強く影響されて来た。

過去の農業団体を歴史的にながめると

- ① 農会を中心とした指導奨励団体の育成、発展。
- ② 産業組合を中心として農業恐慌と斗つた昭和時代。
- ③ 太平洋戦争の末期における戦争遂行の爲の農業諸団体の強制統合と農業会の発足。

の三つの段階を経ているが、六十年近い全段階を通して見られたことは、日本農村の封建性をそのまま改められることもなく、名は民間の団体であるというだけで、実質的にはその時代

の国家機関的農業団体であり、その中でも戦争末期に強制統合の命令を出してつくつた農業会は自ら行政庁の代行機関であることを以て任じ、誇りとしていたくらいであつた。戦争に勝つためにはすべての職層に犠牲を強い、ひとり農業団体ばかりでなく、一切の団体を国家目的に動員したことは決して不思議なものでないにしても、占領軍の指示で、農民に農地を解放することになった幣原内閣はそれと並行して、自主的な農業団体を農民の手で組織させることにしたが、当時の政府の考え方は農

業会を編成し直しただけの染めかえ農業団体を発足させようとしたものであった。

つくられた農林省農政局案は直ちにG・H・Qの天然資源局に提示、同局の意向を待ったが、スケンク局長はその案をなかなか受けつけず、何回も局長と農林大臣との間で話し合いが続けられ、成案を得られないままに、パトンは二十一年五月二十二日に出来た吉田茂（才一次）内閣へ、さらに二十二年五月二十四日成立した社会党の片山哲内閣に渡された。

そして漸く、二十二年七月二十四日になって、天然資源局の承認をもちうことが出来たのであった。

この間、実に一年四ヶ月、農業協同組合法の草案を書きかえること五回、わが国が持っている農林行政の粹を集め、えい智を絞って作成した案が、政府とG・H・Qとの間を数十回も往復して、才六回目の案が漸くスケンク天然資源局長の承認を得たのである。

内閣も幣原、吉田、片山と、三代にわたり、農地解放と農業協同組合の発足はともに同じ「農民解放」という命題であったが、農地解放に較べて、この農協法の誕生は非常に難航を極めた。

この法律は二十二年十一月十九日公布、十二月十五日に施行となったが、二十一年十二月施行の農地改革より一年おくれ、二十年十二月のマックアーサー元帥の「農民解放覚書」から、ちようど二年後のことである。

法律となって施行されるまでの手続き経過を日誌で追うと次のようになる。

## 法律施行までの日誌

- ◎天然資源局承認 昭和二十二年七月二十四日（片山哲内閣）
- 。政治局承認 八月三日（同）
- 。閣議決定 八月五日（同）
- 。国会提出 八月九日（同）
- 。衆議院農林委員会付託 八月二十二日（同）
- 。衆議院本会議可決 十月十八日（同）
- 。参議院農林委員会予備審査付託 八月十一日（同）
- 。参議院本会議可決 十一月七日（同）
- 。公布 十一月十九日（同）
- 。施行 十二月十五日
- ◎政令、天然資源局承認 十二月十二日
- 。閣議決定 十二月十三日
- 。政治局承認 十二月十八日
- 。公布、施行 十二月二十四日
- ◎省令の公布、施行 十二月二十四日

## 農業協同組合法生れるまで

### 農業会の完全解体工作開始

「農業協同組合法」が生れ出るまでに、歴代政府（幣原・吉田・片山）が払った苦勞のほどは容易ならぬものがあつた。

幣原内閣が昭和二十一年三月十五日にマックアーサー元帥に提出した回答書の内容を取り入れた最初の案はそのまま占領軍

から受け入れられることがないにしても、同年六月二十二日の才二次案、同じく十二月の才三次案、二十二年一月十五日にスケンク天然資源局長から和田農林大臣に対して草案再検討を指令して来た同年三月の才四次案、四月の才五次案と、占領軍との間に草案のつくり換えをくり返えした。(才二次から才五次案までが吉田内閣当時)

そして吉田内閣の末期に近づいた五月十五日になると、天然資源局は初めて農林省にあてて修正意見を明らかにした案を示して来た。その資源局案の中で、農業協同組合が行う信用事業について、「貸付けおよび貯金の受入れを行う連合会はその事業に関連のない他の事業を行うことが出来ない。」ことを明示して来た。

信用事業の分離説に対してはG・H・Qの中でも、経済科学局等は市町村農業協同組合もふくめて信用事業の分離を主張したほど、信用事業に対する各方面の関心は最も強く、わが政府部内でも大蔵省は資源局の考えを支持し、他の関係各省との間に論議を重ねた。

資源局からの指示案を基にしたものが出来上がったのは片山社会党内閣が成立して間もない二十二年五月二十九日のことで、これを才六次案と云って、次のような内容を持つものであった。

### 片山内閣の第六次案

① 市町村単位のいわゆる単協の設立は十五人以上の組合員があれば設立出来る。

准組合員には団体もふくまれる。

② 信用事業を営む連合会には他事業との兼営を認めない。

③ 組合員に役員改選の請求権を認める。

④ 設立等の認可は法令等に違反する場合のほかは認可する。

⑤ 剰余金の一部は教育基金として翌年に繰越させる。

⑥ 農業協同組合の農業会合併を認めない。

⑦ 参事、会計主任をおくことが出来る。

⑧ 理事の任期を三年とし、准組合員から単協の場合は一名、連合会の場合は二名以内の理事を選出することが出来る。

草案審議、作成の途中ですら、現存していた農業会を再編成して、農業協同組合に看板の塗りかえですまそうとする意見もあったが、才六次案では、ハッキリと農業会と区別した団体とし、またそれまで農業協同組合法の一部に挿入することにして、いた農業団体合併、財産処分等の規定を、別な単独法で処理することにきまつた。

この才六次草案が天然資源局の承認を得て、政府提出の法律案となつて、国会に提出されたのが昭和二十二年八月九日で、法案提出の理由を説明した和田農相は、農業協同組合法案の骨子は才一に「自由の原則」、才二に「農民の主体性の確立」、才三に「組合が農業生産協同体であること」、才四に「行政庁の監督権を出来るだけ制限したこと」等を強調した。

無修正で国会を通過し、二十二年十一月十九日に「法律才一三二号」として公布、十二月十五日に施行となつたのである。

農業協同組合法の制定と同時に、農業会は、農業協同組合法が施行となつた二十二年十二月十五日から八ヶ月以内、すなわ

ち、二十三年八月十四日までに解散し、財産を農業協同組合に引継ぐこと等を規定して「農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律」が出来て、法律によつた農業協同組合の誕生と、農業会の完全解体工作が急速に開始されたのである。

## 悩みに悩んだ農業会の処理

昭和二十三年八月十五日清算段階へ

農業協同組合の発足と差し換えに解体となる農業の処理をどう扱うかは、これまた当時の政府が非常に頭を悩ましたものだったが、これにも占領軍の考えを入れて実施に移した。

### 占領軍の方針

- ① 解体する農業会の財産を保全し、これを農協に継承させる。
- ② 完全に農業会を解体させる建前から農業会の中核的人物が農協に入りこむことを排除する。

で、農業協同組合の役員、参事、会計主任等の主要職員には戦争協力の公職追放該当者が就任することを認めないし、農業会役員が農協設立運動に関係することすらも禁止した。

また、農業会の財産を円滑に農協に移譲する方法として、政府は農業団体法によつた命令権を発動し、臨時措置として昭和二十二年八月一日、「農業団体の資産処分制限に関する省令」を出した。

この省令が意味しているものは、農業会の財産は会員である農民やその他の人々の手で多年にわたつた蓄積の成果である、農業会は解体されるとしても、その財産は正當に会員の手に帰属させなければならないものである。

もし農業会の一部の会員や、役職員が新しい組合になった際の自己の地位に関係を持たせて、迷惑や、利己心から、事前にその資産をみだりに処分することがあるとすれば、一般会員の利益を害するばかりでなく、農協の発足に支障を来すわけ、このような不当な行為を防止するためのものであった。

これで農業会は

- ① 通常業務として行なう場合のほか、監督行政庁の許可を受けなければ、その資産を処分してはならないこと。
- ② 二十二年八月一日「省令公布の日」から前に行つた資産処分の契約で、同日までに資産の引渡し、または代金の受領が完了していないものについては、その契約の内容事項を、八月二十日までに監督行政庁に届け出なければならないこと。
- ③ 七月三十一日現在の財産目録を八月二十日までに監督行政庁に提出しなければならないこと。

になった。山形県農業会はこの省令にもとづいて、吉松会長の指揮で、一途、解散準備態勢に向ひ、役員会を開催して、解散に伴なう資産処理方針について協議した結果、

- ① 県農業会が直接行つてゐる事業、または投資参加してゐる企業、施設の大部分は将来設立される農協に引継ぐ。
- ② 有価証券、関係企業への出資の処理、土地建物等の不動産はもとより、施設にしても、その処理については慎重検討を必要とするの

で、解散に伴なう資産処理方針を決定する資産処理委員会を設けること。

等の方針を決定した。

やがて昭和二十二年（一九四七年）十一月十九日、「農業協同組合法」の公布と同時に「農協法の制定に伴なう農業団体の整理等に関する法律（略称、整理法）」が公布となった。

「整理法」は農協法の施行とともに、廃止される農業団体法および糸蚕業組合法についての経過規定、およびこれまでこれらの農業団体に適用されていた他の各種の法律を、新しい農協に適用するために必要な他の諸法律の一部改正に関する規定を盛ったものであって、農業会解体の意義を強調、農業会の財産保全を確実なものにしようとしたもので、この二つの法律とも同年十二月十五日に施行となった。

この施行で農業団体法および糸蚕業組合法は廃止され、各段階の農業会、養蚕実行組合は法律施行の日から八ヶ月を経過した時、つまり、昭和二十三年八月十四日をもって自動的に解散させられ、八月十五日以降は清算段階に入ることになった。

## 山形県農業会・解散体勢に入る

### 農業会職員のベ・アでひと苦労

農業協同組合法と整理法の制定にともない山形県農業会の解散準備総会は昭和二十三年一月二十三日、山形市会議事所で開催した。市町村農業会長等二一三名が出席、吉松会長から「農

業団体の資産処分制限に関する省令」を説明、事業報告書、財産目録を承認した後、資産処理委員九名の選出に移った。

各郡二名づつの選考委員の手で、一八名の資産処理委員候補者を出し、投票した結果、次のように決定、委員長には山形市の鈴木喜三郎氏が選ばれた。

江口太郎、加藤勝美、斎藤祐三郎梅、津茂右門、佐藤周一、早坂神熊、高橋庄吾、太田大吉、（後に辞任、東海林莊九郎氏になる）鈴木喜三郎。

### 小松町県下のトップ切る

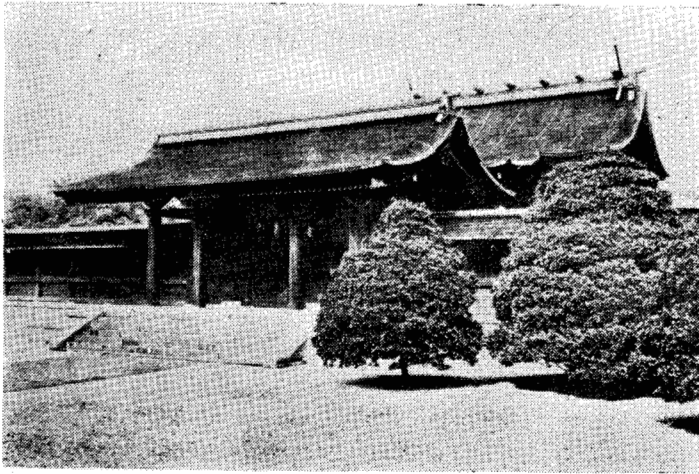
県農業会の解散準備総会に続いて、市町村農業会の解散総会が相次いで開かれた。一方その頃、東置賜郡小松町農業協同組合設立準備総会が一月三十日に、県下のトップを切って開かれ二月十三日には創立総会を開く等、解散される農業会、生れ出る農業協同組合のそれぞれの総会が、県内各町村で、時を同じくして入り乱れて開催された。

このようにさくそうした農業団体の動きに対して、直接監督、指導する県では、担当部課の陣容を新しく整え、二十三年一月二十八日付で、農林部長兼食料農務課長に梅津竜夫氏、経済部長に小野悌氏、農地部農業協同組合課長に佐原藤三氏を発令した。

さて、県農業会資産処理委員会は二月七日を最初に、六月十七日まで前後五回開催して、鋭意、財産の処理に努力したが、資産処理委員会は非常に大きな任務が与えられて、農業会の理事または解散後の清算人は農業会のどんな財産の処分についても資産処理委員会の意見を聴き、これに従わなければならない

し、また処理委員会は農業会財産に関するどんな調査でも行なうことが出来ることになっていた。

解散農業会の財産保全にこのような権限を持った資産処理委員会にも農業会に仿っている職員の給与引上げや、職員の退職金支出の問題が苦悩の種となった、給与の引上げについては二



神社宗教の格下げ 国家宗教のように保護されて軍国日本育成に利用した神社も戦後の特別扱いは駄目になった—写真は戦災前の明治神宮

十二年八月一日公布の「農業団体の資産処分制限に関する省令」にふれるほか、解体間ぎわの農業会が給与引上げに充て

に窮乏している際に、給与の増額を行なうことは、やがて農業協同組合に引継がれる農業会財産を操作する以外に手がなく、このことは農民の利益を害するものとして占領軍から固く禁止されていた。

しかし山形県農業会従組も打続く物価の値上がりで給与引上げを吉松会長に強く交渉、再三話し合いが繰り返えされた。吉松会長は資産処理委員会の意向を聴き、さらに県、占領軍の方針に従って漸く一部引上げにふみ切ることが出来たのである。役職員退職金支給問題にどうやら解決のメドを見つけても、すぐ後に続くものに退職々員の就職斡旋が控えていた等解散途上の農業会には暗い、憂うつな毎日が続いた。

### 追放者左翼の介入警戒

県農業会従組は吉松会長に対して、新しく発足する農協連合会、または農協に職員の完全就業を要求したが、当時農協職員採用の実権は県農業協同組合課にぎり、既に詳細な身上調査が山形軍政部に提出されており、農協課の手に秘められていたブラックリストにのっている職員は、仮りに新農協連合会が職員採用を望んでも、絶対に認められることがなかったし文句のつけようがなかった。県の背後にも山形軍政部が厳然と控えていた。

軍政部がもっとも神経をとがらし、排撃したものは戦争協力者として追放したものが農協にすべり込むことや左翼思想の持ち主、および従組の主脳、尖鋭分子等で、この点では受入れる

側の農協側も大いに軍政部に便乗し、これ等の就職希望者を完全に閉め出すことに成功した。

## 役職員の退職金問題でナン警告

逸材・就職の道ふさがる

二十三年二月二十四日、山形軍政部ナン司令官は農業会役職員の退職金問題について、新聞記者団を通じて、次のような警告を発表した。

「G、H、Qの指示により農業会役職員は退職に当り、山形県知事の許可した範囲内の退職金以外は、如何なる金銭や、記念品も受取ることを禁止する。

違反者に対しては軍事裁判に附する。」

とナン司令官は軍事裁判を持ち出して、退職金支払いに威圧を加えたが、つづいて七月三日には県も職員の就職斡旋要求に釘をさす断固たる見解を明かにした。すなわち、

「各種農業協同組合連合会は現在の県農業会の従業員を雇わなければならぬ義務は存在しない、従業員の中で真に農民のために働く人だけを雇い、特定の政党の利益のために、農民の協同組合を利用しようとするものを雇う義務などはない。

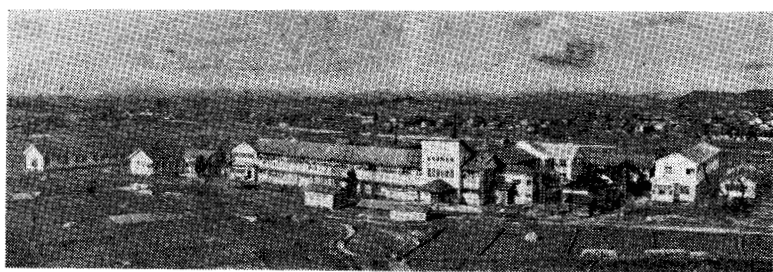
県農業会の従業員組合は県農業会に対しては団体交渉権を持つて

いるが、農業協同組合連合会には何の権利も有していない。

従つて農業協同組合と、その連合会は県農業会の従業員を例え一人も雇わなくても差支えないのであるが、しかし現在の従業員中、農民のために働くという人物も少くないから、これらの者を協同組合、または連合会が雇うことも一面望ましいことである。

と、軍政部を後循にした県の立場ながら、ずい分思い切ったことを述べたものであった。

ともあれ、こないきさつで多年組合運動に筋金入りの活動をつづけて来た多くの優れた逸材も就職の口を閉ざれて失業者群に放り出されてしまった。



# 資産移動禁止の省令にふれた

## 県農業会の宮内病院・新築許可

資産処理の半ばで農業会資産の移動禁止の省令にふれたものの一つに、東置賜郡宮内町の県農業会宮内病院の移転、新築問題があった。

宮内病院は米沢市にある置賜病院の分院として経営されていたが、二十二年に本病院に昇格したの

写真は

新築した宮内病院

(解体した農業会が大病院に模様替することは断じて許さないと農林省が頑張ったが遂に地元町村の熱意が、この病院を建てた

を機会に、宮内町をはじめ、同病院を利用する東置賜郡北部各町村が建築資金、資材、敷地等を提供して協力、大規模な病院に移転、新築することになったもので、吉松会長は町村の協力、寄附を容れて新築工事に着手しようとしたが、農林省は省令を理由に頑として許可せず、県農業会の使者として上京した長谷川源三郎常務理事も何ら得ることもなく帰県、次いで協力町村長および新農業協同組合長等が連署した嘆願書を農林大臣に差出して漸く新築工事が許可となり、二十三年四月の着工が実現した。この病院が県厚生農業協同組合連合会が設立されてその経営に移り、さらに昭和三十三年四月以来、宮内、赤湯、和郷の二町一カ村医療組合経営公立病院となった宮内病院である。

## 冷たく見られた県農業会

進駐軍山形軍政部も監視 旧農業会苦悩の表情

食糧増産一途に、遮二無二活動をつづけ、戦争完遂に協力した農業会であつただけに、敗戦後は県民の農業会を見る眼は決して生やさしいものではなかった。戦犯団体に対すると同様の冷厳な眼で進駐軍山形軍政部は監視し、軍政部の命を受けた県の態度も厳しいものであつた中で「農業協同組合法の制定に伴う農業団体等の整理に関する法律」によって二十三年八月十四日を解体期限とされてからの県農業会の表情は実に憂うつな、暗い毎日が続いた。産れ出る農業協同組合関係者がみな朗か

で、生々、活気にみちあふれていたのに反して、消え行く農業会は暗く、その上、予期しない問題、事件がいささかも遠慮なく惹起し、いやが応でも解決を迫つて来た。

それらの問題、事件もその後農業会役職員の努力で処理し、後に続く農業協同組合に対する被害は最小に押えることが出来たが、農業会の最後に直面した事態としては財産処理、清算に非常な重荷となった。

## 新庄館を接收

まず、昭和二十一年夏、天童温泉旧新庄館に開設しようとした県農業会経営の村山病院が占領軍に接收された問題がある。その時は既に同病院に勤務する医師、看護婦等の職員も発令しており、大標札も出している開業寸前のことであつた。県涉外課からある日、農業会厚生課に電話があり、「山形軍政部の命令で、新庄館を接收する、左様承知ありたい」とただそれだけ。将に一服盛りの伝達に接した。

啞然、呆然として、占領軍の絶対命令にはたどお受けする以外に途なく、開業に備えて何カ月間を費して完成させた改築、備品等を翌日から撤去、採用したばかりの病院職員は他の事業所に転動させる等の後始末をした。

占領軍の接收は二十三年県農が解散、新庄館が山形県厚生農業協同組合連合会の所有になつてもそのまま続けられ、七年後の二十八年一月二十日になつて漸く接收解除となつた。

## 二度の火災

次は二度の火災、昭和二十一年九月十三日午後七時半ごろ、山形市七日町字東前六一〇ノ三農業会館北側から出火、農産、農政、金融、総務、役員室等約二百坪を焼いて九時半鎮火した、原因は漏電ときまつた。

もう一つは、二十三年五月二十三日午前一時頃県農業会北山形工場の隣家から火を出し、たちまち同工場に延焼して、工場建物、機械、原材料等二百万円を焼失した。加入していた火災保険百三十四万七千円であったが、工場復興には吉松会長らは非常に苦労した。

## 秋田肥料融資のこげつき

昭和二十一年七月、県農業会は肥料獲得に躍起となつてゐた。たまたま企画院時代の知友、西村秋田肥料社長との依頼を受けた当時の県知事村山道雄氏の斡旋で県農業会は秋田肥料会社には二千万円を融資した。会社の約束はその代償として山形県には優先的に同社の肥料を配ることを条件にしたので、約束通りの肥料が使用出来るものと農業会も、農民も期待したにもかかわらず、肥料はおろか、返済も滞り勝ちとなり、この解決には散々手古ずった揚句、昭和二十三年になつて毎月一〇〇万円づつ、二十九月弁済ととりきめて県農業会清算終了までに解決した。

## 詐欺の好飼となつた農業会

県農業会が二十二年十月末、スキー帽一万个（価格十万円）の買入れを仙台市全農東北支部と契約、現品が十二月二十日山形に到着したので、二十三年一月に配給を開始しようとしたところ、この一月から帽子にも衣料切符が必要になり、衣料品配給規則違反の容疑で県経済防犯課、検事局の取調べを受けた。

### 東根、東南村山、西置賜支部などの被害

その他、北村山郡東根町農業会が魚粕購入一五〇万円を支払つて現物が到着せず、詐欺の被害を受け、長く未解決のまま紛擾した。また県農業会東南村山支部のキヤラコー一〇〇万円被害事件、西置賜支部の自給製塩事件等、農業会は終戦のどさくさの谷間に踊つた悪らつな詐欺漢の絶妙な餌食となり、農業会首脳は絶えず頭を痛めた。

東南支部のキヤラコ事件とは国民みんなが着るものに事欠いた終戦のせまい類払底時代に発生した典型的な詐欺事件であつて、例の隠匿蔵物資摘発で発見されたキヤラコがあるという東京某会社のふれこみに飛びついた県農業会東南村山支部の購買係りの職員某は、支部長の指示もつけずに東京に出掛けたが、これも当時、詐欺漢が常とう手段に使つた他人の倉庫に職員某を案内、すっかり安心させておいて、キヤラコー一〇〇万円の売買契約書に山形県農業会東南村山支部の公印を押させてしま

ったので喜んで山形に帰った某は支部管内の各農業会をとび回り、一〇〇万円の代金を集め、東京の会社に送金した、しかし、送ったが最後、待望のキヤラコは一反も入らず、詐欺にひかかった支部では大狼狽、本部と善後策を相談した結果、弁護士に依頼、刑事事件として山形署に訴え、警視庁とも連絡、解決に奔走したが、遂に詐欺罪が成立せず、県農業会大黒星となって、事件はうやむやの中に葬り去られてしまった。

だが納まらないのはキヤラコ入手の前金を数万円づつとられ放しの実際の詐欺事件被害者の町村農業会で、手厳しい責任追及の挙に出たので県農業会では再三対策を協議した結果、不明を詫び、謝罪した上、詐欺された代金を埋める意味で、さきに県農業会から農家への配給用に町村農業会に送りこまれたまま、農家から不評を買い山と積まれていた農機具、せんい類を形だけは無償で当の町村農業会に提供することに話し合いが付き、辛じて問題を処理したものであった。

その他大、小いくつかの問題、事件が解体する農業会の前に立ちほだかった。

## 不安焦燥の一年

### 吉松会長切々の解体日誌

昭和二十三年はいよいよ農業会に欠別の年である。吉松正彦氏はこの年一月には県農業会長の肩書を捨てて、八月になって県農業会清算事務参与の辞令をもらったが、この年は吉松氏に

とって忘れることのない感無量の一年だったにちがいない。敵しい軍政部の監視をぢかにうけ、誰れに訴えることもなく黙々と農業会解体を処理して行った氏のあけ暮れが、氏が誌し続けた日記の中から鮮烈にうかがえた。

昭和十二年十月、丁度支那事変がぼつ発した直後、求められて山形県購買・販売組合連合会専務理事のイスについてから十余年、戦争する日本とともに歩んだ氏は当時、敗戦国民の全部が感じた不安、焦燥、自嘲等複雑な感情以上に、胸にうずくものがあつた。

食糧確保、戦争完遂協力のために号令した農業会館の会長室も、新しく発足する農業協同組合連合会のために明け渡し、他の一室をあてがわれた吉松氏が、「破れワラジ」の感慨を書きつづけた氏の日記は、さらに農業会最後寸前の息づきそのまゝでもある。(原文のまま)

### 昭和二十三年

一月六日(火) 本日より出務、午後総会招集に関する常務役員会を開き、役員会十二日、評議員会二十二日、総会二十三日と決定

一月二日(月) 十時より理事会を開き解散準備総会の件を審議す(梅津、柏倉阿氏欠席)総会問題のほか高島病院、赤湯土地買入、備荒貯蓄、沖郷火災について説明する。

(註) 高島病院とは、当時東置賜郡高島町の要望で、県農業会と協力した病院を建設しようとしたもの、沖郷火災とは沖郷農業会の出火事件)

一月一七日(土) 十時、東南村山地方事務所でキヤラコ事件打合せ、

大體了承し実行に移すことにする。

一月二三日(金) 九時二十分理事会(全員出席) 宮内病院、東北肥料契約等を協議、十時半、山形市会議事所で県農解散準備総会を開く、原案可決

一月二六日(月) 高島病院に關し、豊後理事とともに高梨氏と話し合う

二月七日(土) 県農資産処理処委員会を十時開く、諸規程、庄内倉庫、屋代工場譲渡、東北肥料契約變更案を附議

二月九日(月) 検事局に検事正を訪問、スキー帽の件を陳情す、十一時常務役員会を開き、二月総会の件を議す

二月一六日(月) 常務役員会、十七日まで予算打合せ、從組より解散手当、その他の陳情を受く

二月一九日(木) 東北六県会長會議を溫海の万国屋で開く

二月二三日(月) 役員会を開く、午後、飽海支部長等から陳情を受ける

二月二四日(火) 評議員会を十一時半開會、總會提出議案、原案通り可決

二月二七日(金) 從組より解散手当に關する回答あり

二月二八日(土) 午前、從組と解散手当打合せ

二月二九日(日) 從組より再交渉あり、午前十一時半、トラックにて上山役員会に向う、原案のうち、種付料を變更、可決

三月一日(月) 總會、午前十時四十分開會(出席一四四、委任狀八五)

三月二日(火) 農地委員會、東北肥料役員來訪、貸借契約の文案決定す

三月九日(火) 本部部长課長會議を九時半開き、各部の事業予定の

發表があり、県農地部長の通牒を傳達し、自棄自戒を希望しておく

三月一〇日(水) 午後、日農、從組と庄内倉庫の件を對談

三月一七日(水) 終日、部課長會を開き四月以降の事業その他につき打合せ、農林省囑託坂本氏來訪、解散に關する打合せを行う

三月二四日(水) 軍政部呼出し事項について打合せのため、赤湯支部、長外來會、昨夜來齒痛甚し、睡眠不足

三月二六日(金) 本會理事會を開き、沖郷火災対策として理事現地調査のこと、職員待遇を官庁並みにすることをきめる

三月二九日(月) 十時、軍政部から招致され、新庄羊毛のことを聴取さる、抜歯一本、静養す

三月三一日(水) 資金運用委員會を開き、県の借入申込みにつき打合せする

四月一日(木) 購買貯金につき支部長、支部金融資材担当會議開催

宮内町長來會、宮内病院改築の件を打合せする

四月六日(火) 十一時、資産処理委員會を開く、本日、春外套に改む、師範前の梅満開

四月一七日(土) 軍政部の招致により出頭、協同組合設立には違法または誤った指導を行わないよう注意を受く、宮内病院建築入札結果につき打合せを行う

四月一九日(月) 午前、軍政部より招致され、東北肥料の件を説明する

四月二〇日(火) 九時、農地委員會、次いで本會理事會を開き、宮内病院建築入札の件、その他を審議

この日、小野県農林部長と軍政部より回答を求められている東北肥料の件を打合せする

四月二日(水) 十時、軍政部に出頭、回答書を提出したが、さらに詳細なものを提出するよう要求される

四月二日(木) 協同組合関係者打合会開催、小野部長に東北肥料の件を伝え、市川課長の手で軍政部に書類提出する

四月二六日(月) 本部人事委員会を開く

四月二七日(火) 午前十時半軍政部に出頭、飽海ミシンの件を話す

四月三〇日(金) 十時、資産処理委員会

五月五日(水) 農業復興会議総会を開く

五月二日(水) 東北六県農業会長会議を秋田市で開く

五月二三日(木) 朝、佐原県農協課長と監査公告の件を打合せする

五月一六日(日) 午後、大蔵省の県農調査に立合う

五月一七日(月) 篤農懇談会を山形市で開く

才八回資金運用委員会を東根で開く

五月一八日(火) 宮内病院起工式に出席

五月二〇日(木) 常務役員会

五月二一日(金) 理事会、農地委員会開催

五月二三日(日) 午前一時十分、北山形工場類焼しつつあるむね長岡氏より通知あり、直ちに現場に急行す、三時半鎮火す

五月二四日(月) 人事委員会開く

村川北山形工場長とともに軍政部を訪問して工場類焼の件につき謝罪す

五月二六日(水) 長崎倉庫陳情あり、高島町佐藤重次郎氏、高島病院の件で来訪

五月二九日(土) 十時、才七回総会開く

六月二日(水) 九時農地委員会出席、軍政部よりも出席

六月五日(土) 置賜病院開設十年記念式に出席

六月九日(水) 西置賜支部の問題につき長井町長、町高橋、芳賀氏来談

東の柿の芽が出たようである

六月一七日(木) 才五回資産処理委員会

六月一八日(金) 西置賜支部の件につき、正午三氏来会、二通の案につき協議

六月一九日(土) 蚕糸業会(十時)

午前、岡羽銀行にいたり融資金の件を打合せしたが、まとまらず物別れとなる

六月二四日(木) 午前、佐原県農協課長来談(資金借入の件)

六月二五日(金) 東北六県農業会長会議を青森で開く

六月二九日(火) 北山形工場復旧懇談会を本部で開く、委員をたて直ちに復旧工事に着手することを決定

七月五日(月) 常務役員打合せ(解職通告、病院、工場運営等)

七月八日(木) 東根で役員会を開く(北山形工場火災報告、仮払金)、前会長佐藤直信氏へ感謝状贈呈

七月九日(金) 佐原県課長来会、午後三時県農務課で人事打合せ

七月一〇日(土) 十時、県信連設立総会

七月二二日(日) 北山形工場で復興委員会を開く、午後三時矢野山形商工会議所会長に信用組合設立を申入れる

七月一四日(水) 常務理事会(従組申入事項、日通に対する方針、北水魚粕、清算事務員、その他)

七月一五日(木) 従組より申入れあり(俸給、旅費)

七月二〇日(火) 酒田で資産処理委員会開く

七月二二日(木) 十時——午後五時まで県知事室で総司令部課長と談合す

七月三日(金) 午後一時半佐原農協課長来訪  
 七月二六日(月) 午後県経済部長と東北肥料のことで相談  
 七月三〇日(金) 午前十時農地委員会、午後四時より購運設立祝宴  
 七月三一日(土) 県養蚕連設立総会、午後従組会談(待遇問題)  
 八月三日(火) 本会役員会(増俸、旅費改訂、その他)午後六時  
 日通妥結  
 八月五日(木) 午後一時上山で支部長会議、八月十五日以後の処  
 置打合せ、下痢朝二、夜一  
 八月六日(金) 上山で資産処理委員会、朝下痢二回  
 八月七日(土) 従組代表より三、七〇〇円ベース、解散手当等の  
 申入れを受く  
 八月九日(月) 解散準備打合せのため豊後理事上京  
 八月一一日(水) 役員会(旅費改訂、十五日以後の対策)、午後資産  
 処理委員会(役員会と同じ)  
 八月二二日(木) 資産処理委員、支部長、工場長会議を開く  
 八月二三日(金) 午後二時半佐原課長より電話あり、十五日後の処  
 理につき課長と打合せし、支部長その他に電話連絡す  
 八月一四日(土) 農業会解散の挨拶を十一時半より行ふ、午前九時  
 佐原課長と共に軍政部へ出向して、十五日以後の処理、清算事務局  
 の件を打合せ、曇、午前雨時々来る  
 八月一六日(月) 清算事務局の表札を掲示す  
 八月一八日(水) 市内官公衙、銀行その他へ退任挨拶廻りをなす  
 八月一九日(木) 知事、総務部長、庶務課長、林務課長、農地課長  
 等を訪問  
 八月二四日(火) 本日を以て普通職員解雇  
 八月三一日(火) 販連発起人事務引継

九月一日(水) 二百十日の天候は極めて良好、豊作確実  
 九月七日(火) 九時地方事務所で農地委員会、満場留任に賛成、  
 辞任届を撤回す  
 九月九日(木) 北山形工場経営の件につき代表原田九蔵氏来会、  
 打合せす  
 九月一一日(日) 解散一ヶ月を経過するも未だ事務軌道に乗らず清  
 算事務局の発令も十八日にありたる状況なり  
 九月二五日(土) 昨夜十一時より一、二時間おきに下痢、六時まで  
 続く、体温三十七度八、九分、朝食抜き、昼食よりすりリンゴ、と  
 うふ、くず等を食す、二十二日役員室を閉じ、旧資材部室の清算室  
 に移転す、未だ立場判明せず、清算に協力するといふも全く責任あ  
 るわけでもなく、諮問に応ずる程度であるらしく不要の形なり  
 九月二九日(水) 農業会蓄金全部引出す、五百七円六銭、午後理髪  
 す  
 一〇月一五日(金) 佐原藤三農協課長神奈川県へ転出  
 一〇月一七日(日) 本月は七日午前まで曇雨勝ちであったが、その後  
 は晴の日多し、七日の廉結婚式後、何かと人の出入り多きも比較的落  
 付きたる気分なり、八月解散後何やら不安定の感ありたるも十二、  
 三日頃より漸次安定に向う気配となりつつあり  
 一〇月一一日(月) 農地委員会(商工会議所)  
 東北六県自転車競走のため、久しぶりで打上げ煙火、近くに響く  
 一〇月一四日(木) トルーマン大統領当選の放送あり  
 一〇月一五日(月) 監事、本部監査  
 一〇月二九日(月) 午後二時資産処理委員会、譲渡の評価打合せ  
 一一月一一日(土) 信連運営委員会顧問委嘱さる  
 一一月一三日(月) 信連運営委員会

二月二十九日(水) 農地委員会、午後三時より清算室の忘年会に出る  
昭和二十四年

一月一日(土) 本日より国旗を自由に掲揚し差支えなくなったり  
君が代を久振りにラジオで聴く

一月六日(木) 評価につき協議す

一月三日(木) 午後一時、資産評価を行う

一月四日(金) 終日、資産評価

一月五日(土) 成人の日なるも前日に引きつづき評価事務を午後  
五時まで行う

一月二七日(木) 亡父命日、医療品評価す

二月七日(月) 作報、草履組合を訪問す、帰途久振りでバスに乗  
る、千歳公園まで七円なり

二月一日(金) 午前、高橋宮内病院院長来訪、病院財産の件を打合せ

二月二五日(金) 午後購買掛代整理打合せ、支部より聴取

三月一日(火) 自動車評価を行い、一応決定

三月一五日(火) 午後二時半より資産処理委員会を上の方で開く、

全員出席す、購、販残品、家畜、自動車、孵化場等の処理を決定、  
更に備品類の評価基準を決定す

三月一六日(水) 朝、委員関係者一同記念撮影後、処理委員会再開  
午後四時半終了

## 山形県農業会多彩な生命閉す

### 解散時は二千万円の赤字

山形県農業会をはじめ、市町村農業会は、初めて直面した敗  
戦と、外国軍隊の国土占領という敵愾な事実の前に、生れ出る

農業協同組合に新日本農業育成のすべてを託して、昭和二十三  
年八月十四日を以て、困難なうちにも多彩な生命を閉じた。

米、英等に宣戦して既に二年、昭和十八年十二月、太平洋戦  
争の要請に應えて、東条政府の手で諸農業団体が統合され、戦  
争目的遂行に、強力な統制機関として農業会が発足するために  
受命法人として山形県農業会、山形県養蚕組合連合会、各郡市農  
会、各郡市養蚕組合、各郡市畜産組合、山形県信用、販売、購  
買、利用組合連合会、任意団体として産業組合中央会山形支会  
同部会らが統合して、山形県農業会が出現、市町村農業会の統  
制機関として、戦時の農業統制を担って戦って来たことは長く  
銘記すべきである。

### 山形県市町村農業会の発展状況

農業会となった昭和十九年から解体した二十三年まで六年間  
の県下全市町村農業会の発展状況を示す次の通りである。

- 。市町村農業会 二二六
- 。農事実行組合 七七九
- 。養蚕実行組合 一、四五六
- 。県農業会 一

# 市 町 村 農 業 会 (昭和19年～23年)

## 1. (負債) (毎年12月末現在・単位円)

| 科 目    | 昭和19年      | 昭和20年      | 昭 和 21 年   |            |            | 昭和22年     | 昭和23年      |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|
|        |            |            | 新 勘 定      | 旧 勘 定      | 計          |           |            |
| 出 資 金  | 6,381,187  | 6,492,109  | 46,124     | 6,903,993  | 6,950,117  | 7,737,446 | 40,516,126 |
| 積立金    | 2,295,759  | 2,449,745  | 75,944     | 3,161,682  | 3,237,626  | 6,416,648 | 4,857,899  |
| 未払込系統金 | 631,236    | 535,910    | 53,123     | 368,025    | 421,148    | —         | —          |
| 機械出資金  | 153,       | 293,       | 624,       | 629,       | 629,       | 1,853,    | 3,626,     |
| 貯 金    | 696,470    | 723,965    | 900,449    | 4,977,267  | 877,716    | 853,545   | 456,541    |
| 借 入 金  | 2,620,920  | 4,899,115  | 19,465,274 | 1,356      | 19,466,630 | 8,253,554 | 35,032,279 |
| 販売勘定   | 3,635,827  | 4,993,019  | 287,       | —          | 287,       | 898,      | 4,437,     |
| 購買勘定   | 475,243    | 690,704    | 300,632    | —          | 300,632    | 460,378   | 576,812    |
| 農業倉庫   | —          | —          | 55,158,166 | —          | 55,158,166 | 146,      | 502,       |
| 利用事業   | —          | —          | 216,102    | 454,167    | 670,269    | 665,573   | 196,896    |
| 其他     | 14,154,646 | 22,400,510 | 612,659    | 34,666     | 647,325    | 555,575   | 6,026,659  |
| 利 益 金  | 4,153,054  | 9,905,572  | 13,323,009 | 405,307    | 13,728,316 | 693,122   | 1,118,624  |
| 計      | 188,       | 349,       | 1,036,     | 1,069,     | 1,069,     | 3,054,    | 8,874,     |
|        | 044,926    | 091,649    | 914,213    | 33,056,966 | 971,179    | 572,647   | 971,833    |

## 2. (資 産)

| 科 目    | 昭和19年      | 昭和20年      | 昭 和 21 年   |            |            | 昭和22年      | 昭和23年      |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|        |            |            | 新 勘 定      | 旧 勘 定      | 計          |            |            |
| 設 備    | 6,561,159  | 7,728,283  | 7,050,443  | 6,047,629  | 13,098,072 | 33,532,840 | 76,986,754 |
| 未払込系統金 | 1,556,587  | 1,230,843  | —          | 758,922    | 758,922    | 12,202,428 | 34,426,396 |
| 系統機関金  | 2,744,653  | 2,600,356  | 1,241,930  | 3,113,354  | 4,355,284  | —          | —          |
| 貸 出 金  | 14,302,435 | 13,754,884 | 30,889,037 | 8,543,903  | 39,432,940 | 74,338,895 | 181,       |
| 販売勘定   | 8,786,406  | 11,422,108 | 286,       | 188,760    | 239,       | 882,       | 410,209    |
| 購買勘定   | 5,849,446  | 7,076,391  | 295,108    | 111,       | 111,       | 309,199    | 4,380,     |
| 農業倉庫勘定 | —          | —          | 110,       | 946,586    | 879,905    | 255,       | 793,800    |
| 利用勘定   | —          | —          | 633,319    | 161        | 1,694,866  | 575,188    | 880,       |
| 有価証券   | 8,265,010  | 9,257,186  | 1,694,705  | 2,487,528  | 17,072,901 | 2,448,102  | 25,716,444 |
| 預 け 金  | 120,       | 256,       | 469,       | 14,526     | 469,       | 21,041,910 | 21,874,516 |
| 現 金    | 537,867    | 052,173    | 520,558    | —          | 520,558    | 1,561,     | 2,888,     |
| 其他     | 1,550,586  | 3,832,839  | 11,164,079 | —          | 11,164,079 | 328,647    | 605,039    |
| 損失     | 4,476,902  | 10,163,431 | 18,217,900 | 883,903    | 19,101,803 | 30,086,805 | 75,967,873 |
| 合 計    | 188,       | 346,       | 1,036,     | 1,069,     | 1,069,     | 117,       | 230,       |
|        | 044,926    | 091,646    | 914,213    | 33,056,966 | 971,179    | 054,463    | 246,969    |
|        |            |            |            |            |            |            | 169,       |
|        |            |            |            |            |            |            | 437,268    |
|        |            |            |            |            |            |            | 8,874,     |
|        |            |            |            |            |            |            | 971,833    |

## 占領軍・農業会解体後を警戒

### 強力な連合体は帝国主義の再現

農業協同組合を誕生させた当の占領軍は、健全な農協を希望してはいるが、その反面、強力な連合体の出来ることを決して歓迎しなかった。解体した農業会が強力な支配力を持って、大財閥的な存在であったようなものに、発足した農業協同組合が再現し、日本軍国主義者の足掛りになることを極端に嫌った。

占領軍の意を体して農協設立を指導したのは才一回知事公選で二十二年四月十二日に就任した村山道雄知事、小川秀雄農地部長、佐原藤三初代農協課長をはじめ、保科保忠、尾形清主事、大場栄一技師等であったが、中でも最も精力的に活躍し、直接組合設立を指導したのは佐原農協課長である。政府はさきの農協指導措置の一つに、各県に新しく農業協同組合課というものを設けた。それが二十三年一月のことで、この課を組合設立の本締めとした。

当時の地方行政は公選された県知事が存在していたが、実権は各県におかれた占領軍の軍政部司令官が握り、もろもろの政策も、指令も軍司令官の発したものを、そのまま寸秒の狂いなく、県知事は唯々諾々として、これを実施するだけで、マ元帥の威勢を想像するまでもなく、地方軍政部司令官の命はただ絶対の二字に尽きた。

## 佐原氏農協課長に就任

### 才氣、軍政部のふところへ

県は右手で農業会を叩き、左手で軍政部の御意のままに農協設立を指導しなければならないだけに、農協課長を誰れにするかは村山知事等県首脳部が最も頭を痛めたものだが、その大役を背負われたのが、当時の県学務課長、佐原藤三氏である。

佐原氏は本籍が東京都淀橋区柏木の一八、大正七年十二月十七日生れだから、農業協同組合課長になった昭和二十三年一月二十八日当時は三十才の独身である、福島県立安積中学校四年で、松本高等学校に入学、東京帝国大学法学部政治学科に在学中に高文試験にパスした秀才である。昭和十八年に大学を卒業するとすぐ官吏の表街道である内務属となつて、警保局に勤務したが、すぐ海軍に転じ、終戦の二十年三月には海軍主計大尉に昇進した。二十一年五月、復員して、再び内務省に帰り一まず大臣官房に入り、同年九月には地方事務官となつて、東京都庁に勤めた。東京都には一年八ヶ月いて、二十二年五月山形県に出て、教育民生部（この部は翌、六月に教育部に独立した）学務課長となつたが、就任早々取り組んだのが教職員組合騒ぎで、猪突する組合幹部と巧みに渡り合つて一歩も退かず、遂に組合をねじ伏せたことで一躍「佐原青年課長」の名を有名にした。

短軀、女にも珍しいくらいに、色白で物腰がやわらかく、然も柔道四段の腕と、あふれる才氣を独特のエチケツトでおさえ

山形軍政部を忽ち棄箠中のものとし、サリバン司令官のふところに入った、これも氏の特技の一つ、英会話と横文字とですっかり軍政部のふところにとび込んで、軍を喜ばせ、農業団体代表を畏敬させた。

軍政部の前に直立不動の姿勢で起った農協設立発起人代表がはじめて見た戦勝国、アメリカ人の前で、ただオドオドしている時、案内役の佐原課長が悠然として、軍とペラペラとやらかし、にんまり笑って「オーケー」で軍首脳と握手して別れるのだから、氏をだれもが特別扱いにして待遇し、誰れ云うともなく「佐原天皇」の尊称を奉ってしまった。

### 大農協網張りめぐらす

戦前の旧地主にとって替わった新興農民の協同組合設立、その一方、戦犯団体扱いの農業会解体、農業会従業員組合の退職金要求と、就職口かく得攻勢の反面、戦争協力を理由とした農業会幹部追放等、正に物情騒然たる中で、佐原課長は柔道の「寝技」と英語を巧みに使って、軍を代弁し、時には軍を背景にして農民に君臨した。県民は氏の一びん一笑に氣を使い、氏の思いのままに、一瞬の中に単協が設立され、機械的に大農協網が張りめぐらされて行つた。

## 山形県下の単協続々生る

### 小松町農協をトップに

総合単協設立の順番を当時の県告示から認可番号でならべると

| 認可番号  | 認可年月日   | 組合名   | 組合地区            |
|-------|---------|-------|-----------------|
| 農協才一号 | 昭二三・三・二 | 小松町農協 | 東置賜郡小松町一円       |
| 二号    | 三・二〇    | 左沢町農協 | 西村山郡左沢町一円       |
| 三号    | 三・二〇    | 新庄町同  | 新庄町一円           |
| 四号    | 三・二二    | 大和村同  | 東田川郡大谷村一円       |
| 五号    | 三・二五    | 本郷村同  | 西村山郡本郷村一円       |
| 六号    | 三・二五    | 大郷村同  | 東村山郡大郷村一円       |
| 七号    | 三・二五    | 大谷村同  | 西村山郡大谷村一円       |
| 八号    | 三・二五    | 高松村同  | 西村山郡高松村一円       |
| 九号    | 三・二五    | 西山村同  | 西村山郡西山村一円       |
| 十号    | 三・二九    | 西郷村同  | 南村山郡西郷村一円       |
| 十一号   | 三・二五    | 犬川村同  | 東置賜郡犬川村及び小松町の一部 |
| 十二号   | 四・一     | 一条村同  | 飽海郡一条村一円        |
| 十三号   | 三・二九    | 村木沢村同 | 南村山郡村木沢村一円      |
| 十四号   | 四・一〇    | 新堀村同  | 東田川郡新堀村一円       |
| 十五号   | 三・三一    | 立谷沢村同 | 東田川郡立谷沢村一円      |

と、東置賜郡小松町農業協同組合（組合長高橋久兵衛氏）が県下のトップを切つて、才一号農協となった。

月別に見た設立認可組合数は、三月、十三組合、四月、一〇三組合、五月、九十九組合、六月、二十五組合、七月、九組合と、当時の市町村数二二四のところに二五五組合（総合）が昭和二十三年中に誕生した。これに養蚕、畜産、酪農、開拓、果樹等の專業単協が相前後して発足したから、県下、単協の数は物凄い

数字となって、それに伴って、多くの組合長、理事、監事が新興農村指導者となって一度に送り出された。農協法が生れるまでは実に難航を続けたが一旦、発足すると物懐いスピードで農協が設立され、調子がついた二十三年四、五月の町村は連日どこかの学校で必ず単協の設立総会が開かれていた。東北六県では青森県が一七七%の対町村数を示したように各県とも早く、数多くの組合が設立された、次の数字は二十三年四月二十日現在でおさえた東北六県の総合単協だけの設立状況である。

| 町市村数 | 創立完了  | 総会(B) | (B)(A)% | 認可  | 済 |
|------|-------|-------|---------|-----|---|
| 青森   | 164   | 291   | 177%    | 188 |   |
| 岩手   | 230   | 240   | 104%    | 203 |   |
| 宮城   | 197   | 195   | 99%     | 48  |   |
| 福島   | 369   | 333   | 90%     | 74  |   |
| 山形   | 224   | 216   | 96%     | 158 |   |
| 計    | 1,048 | 1,502 | 106%    | 756 |   |

佐原天皇突如山形を去る

単協の設立が終って、連合会も十月には全部発足した。十月ともなればさすがに農協誕生の盛観もすぎると共に、設立指導の中心、佐原課長は突然村山知事に辞意を打ち明け、その月の十五日神奈川県労政部労政課長を発令され、盛大な見送りの中に老母と二人で山形を去ってしまった。

山形県の農政にたずさわった過去、幾人かの県部、課長にはそれぞれ話題が残っているが、この佐原課長ほど毀与褒へんの中に平然、悠然と押し通し、奇談、珍談の多くを、おいて行ったものはない。

氏が山形を離れてから既に十年以上も経た今日でも、あの時氏と一日、半夜行を共にした農協人の間で「佐原天皇」が語られ、奇談が復習され、その後も氏の風聞がうわさされている。

戦争末期の紙不足は深刻なもので、カレンダー、日記帳、手帳の類等一切店頭から消えてしまい、昭和十九年三月六日から全国的に新聞の夕刊が廃止され、その年の十一月からは朝刊も毎日二ページとなってしまった。

ハガキ等も売捌所まで行き渡らず、郵便局でさえ、一人に二枚と限って売った、それでも、朝の中に忽ち売切れるという窮屈ぶりであった。二十年二月には郵便の戦時特例が設けられ、使用済みのハガキに紙を貼って再び使用すること、封筒が無ければ通信文を折りたたんだものに宛名を記入してもよいこと、切手が無ければ郵便局に現金を差出してもよいこと等としたが遂にハガキをつくる紙がなくなり、画用紙をハガキの代用として認めることになった等紙不足は遂にドン底に入った。

### 紙不足で新聞とハガキ異変

教科書の紙はもち論、半紙等は全くなく、二十年四月、東京新聞の地方版が廃止となり、紙と名のつくもので辛じて残されたのは粗末なチリ紙が隣組毎に数枚配給されただけであった。